

議案第 1 3 号

匝瑳市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 8 日 提出

匝瑳市長 宮 内 康 幸

匝瑳市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

匝瑳市職員特殊勤務手当支給条例(平成18年匝瑳市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第5条中「福祉課、健康管理課又は野栄総合支所に勤務する」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(参考)

匠瑳市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改	正	後	改	正	前
第1条～第4条 略 (精神障害者業務に従事する職員の特殊勤務手当)	第1条～第4条 略 (精神障害者業務に従事する職員の特殊勤務手当)	第5条 精神障害者業務に従事する職員が精神障害者の訪問による調査、相談又は護送に 従事した場合に支給する。 以下 略	第1条～第4条 略 (精神障害者業務に従事する職員の特殊勤務手当)	第5条 精神障害者業務に従事する職員が精神障害者の訪問による調査、相談又は護送に 従事した場合に支給する。 以下 略	第5条 精神障害者業務に従事する職員が精神障害者の訪問による調査、相談又は護送に 従事した場合に支給する。 以下 略